

岐南町では、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

- 1 被処分者 40代 男性職員
- 2 処分内容 戒告
（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号（地方公務員法若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合）の規定による。）
- 3 処分年月日 令和7年3月10日
- 4 処分者 岐南町長 後藤 友紀
- 5 事案概要 小島英雄前町長からの命による業務上必要のない職員の報告行為について、令和5年6月下旬に同僚職員からパワーハラスメントに該当する疑いがあると申し出がありました。
これを受け、町のハラスメント防止委員会で調査・審議した結果、岐南町ハラスメント防止等に関する規程第2条第3号に規定するパワーハラスメントに該当すると認定したので、懲戒処分を行ったものです。
- 6 処分理由 本件で認定したパワーハラスメントは、地方公務員法第29条第1項第1号に規定する懲戒処分に該当するため。